

た(図3)。但し、時間外労働時間が月20時間未満であっても睡眠時間が5時間未満の者は1.9%存在した。

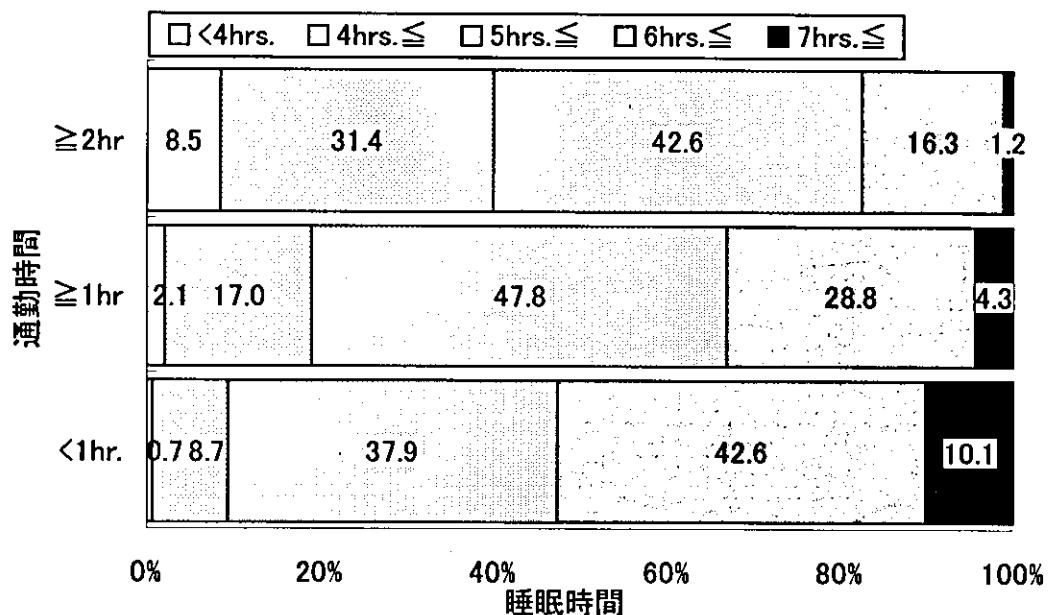


図2. 通勤時間の睡眠時間に対する影響 (30-44歳,N=23,330)

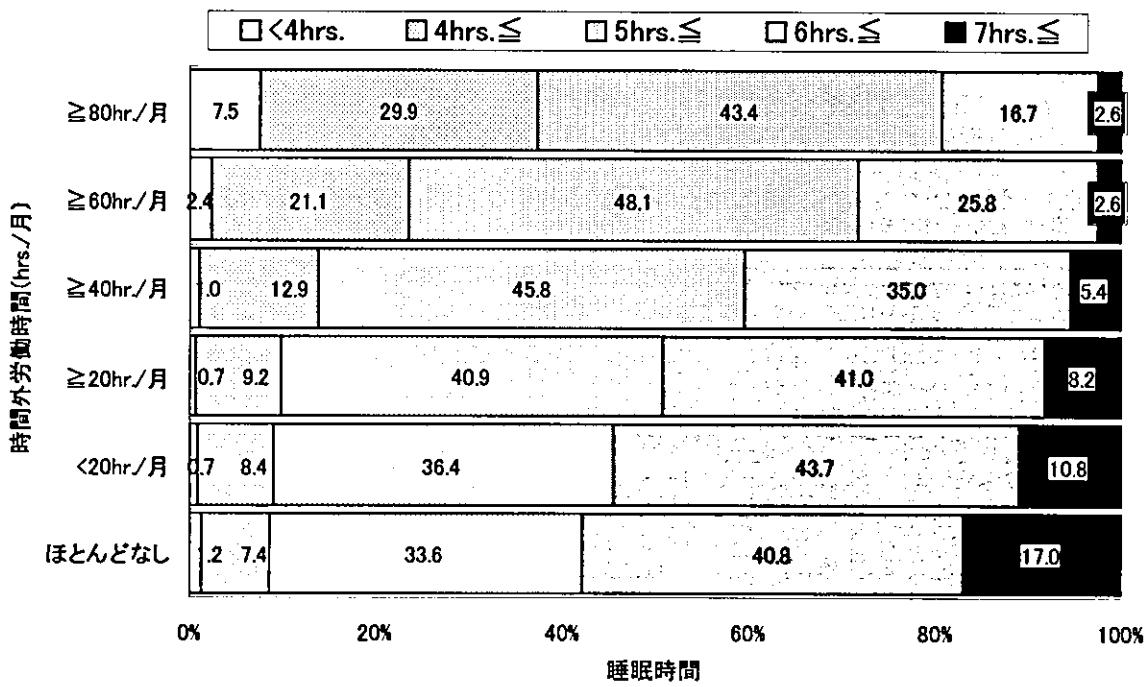


図3. 時間外労働時間の睡眠時間に対する影響 (30-44歳,N=23,367)

### (3) 勤務形態および業務内容と睡眠時間の関係

次に労働の質的内容による睡眠時間への影響を検討するため、勤務形態と業務内容による睡眠時間の差異について検討した。

まず、勤務形態による睡眠時間の差異について検討 (Kruskal-Wallis 検定) したと

ころ、有意水準 1%で有意に相關していた ( $N=23,308, p<0.0001$ )。交替制勤務者では睡眠時間が5時間未満の者は少なかった(図4)。また裁量労働制型をとっている労働者では睡眠時間は短くなっていた。

次に業務内容による睡眠時間の差異について検討(Kruskal-Wallis 検定)したところ、有意水準 1%で有意に相關していた ( $N=23,266, p<0.0001$ )。次に業務内容別に睡眠時間を検討したところ、営業職では5時間未満の者が多く、技能職(製造ライン従事者)の労働者は少なかった(図5)。

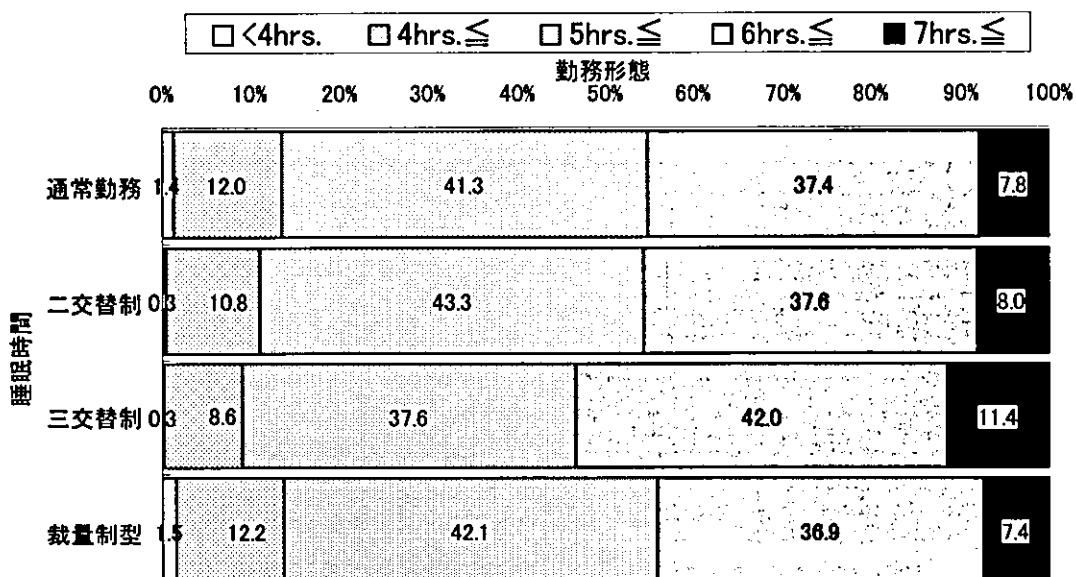


図4. 勤務形態による睡眠時間への影響 (30-44歳,N=23,308)

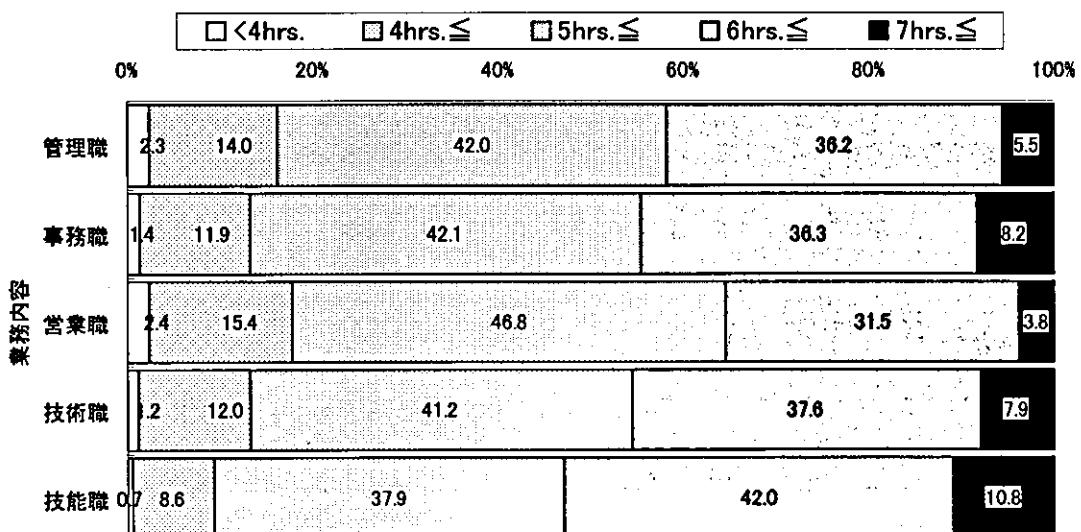


図5. 業務内容による睡眠時間の変化 (30-44歳,N=23,266)

#### (4) 家族形態と睡眠時間の関係

労働以外の睡眠時間に影響する生活条件として、家族形態を取り上げ、婚姻と同居者の有無について検討した検討（Kruskal-Wallis 検定）した。有意水準 1%で有意に相関していた ( $N=23,264, p<0.0001$ )。単身者も家族同居者も独身者の方が既婚者より睡眠時間 5 時間未満の者が多かった（図 6）。

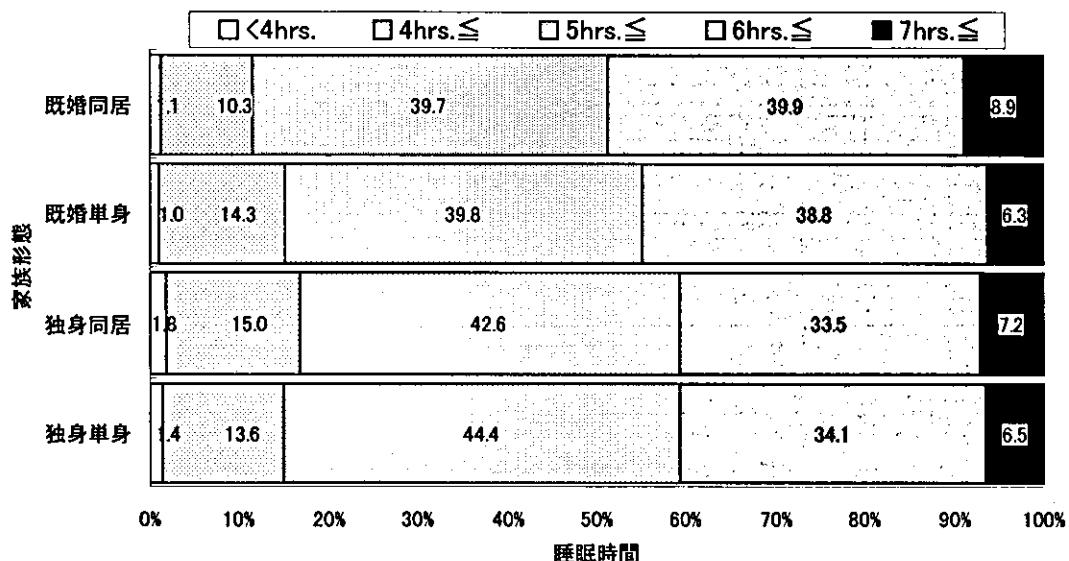


図6. 家族形態の睡眠時間に対する影響 (30~44歳, N=23,264)

## 6. 考察

### 1) 年齢と睡眠時間

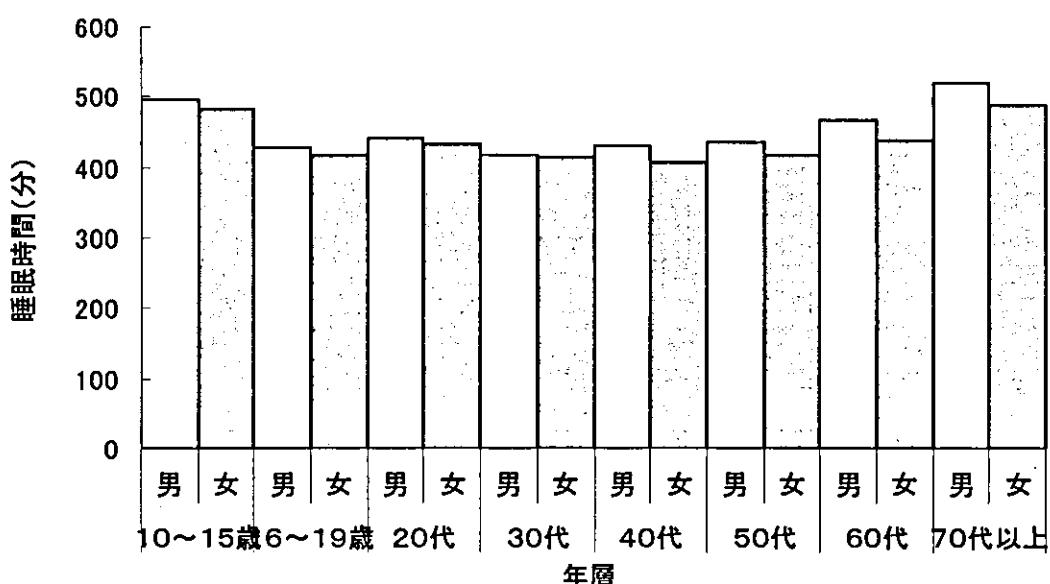


図7. 日本人の平日の睡眠時間(NHK国民生活時間調査2000年)

2000 年の NHK 国民生活時間調査によると、日本人の年代と平日の平均睡眠時間と

の関係としては若年層と高年齢層とで長く中間の30代、40代で短いというU字型を示している（図7）。年代と睡眠時間が相関関係を示す生理的理由として、加齢による体内時計の変化により睡眠リズムが変化することによることがいわれている。

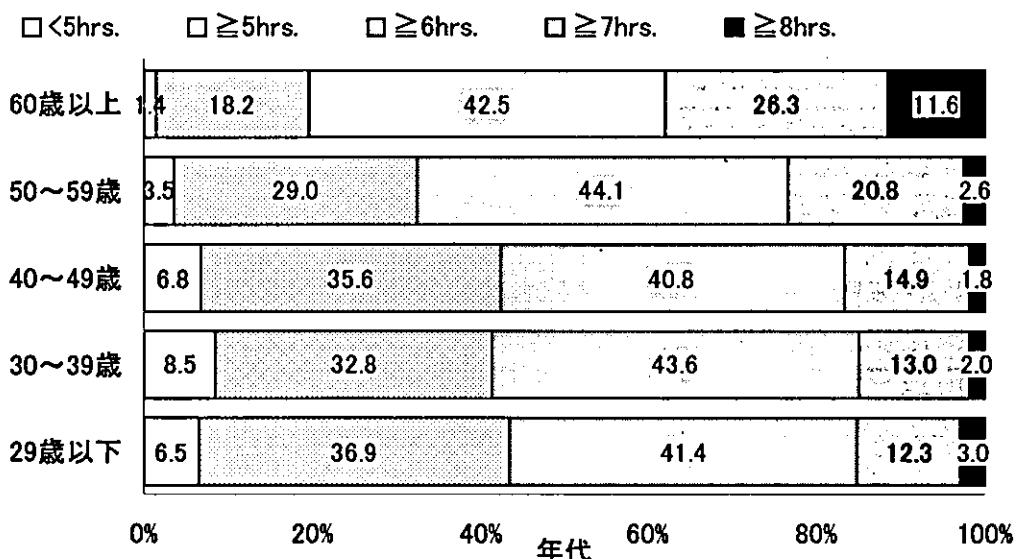


図8. 労働者の年代別睡眠時間

また平成14年度の厚生労働省による「労働者健康状況調査」においても今回の調査と同様の傾向が見られている（図8）。中でも30・40代の睡眠時間5時間未満の者の割合が高いのが特徴的である。その要因について今回は検討していないが、職位が関係しているのではないかと推察している。

## 2) 労働に関する生活時間と睡眠時間の関係

現在、過重労働対策として時間外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進といった労働時間の短縮・管理を主軸となっている。前述の労働者健康状況調査においても所定外労働時間が長い者ほど睡眠時間は短くなっている。本調査も同様の結果を示しており、時間外労働時間の削減は睡眠不足による健康障害対策の根幹をなすと考えられる。

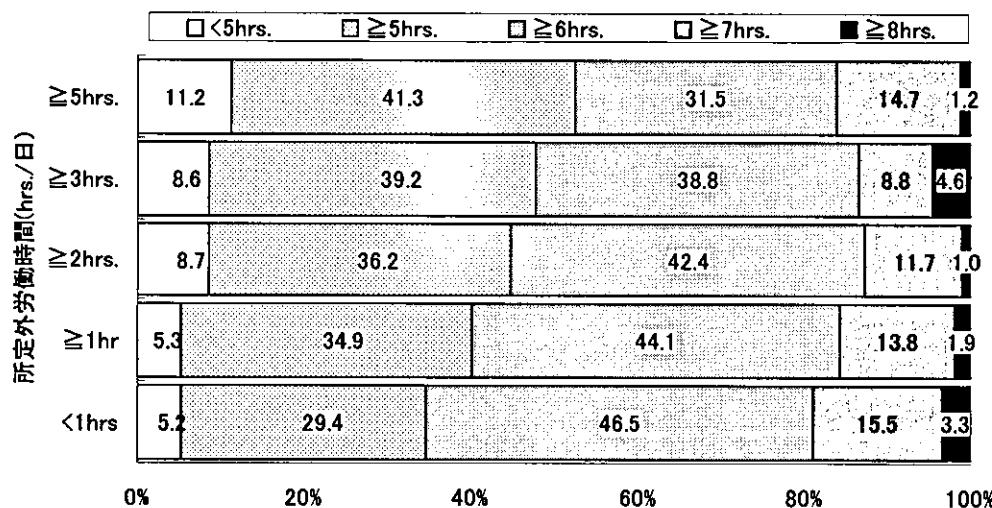


図9. 時間外労働時間の睡眠時間に対する影響  
(厚生労働省、労働者健康状況調査、平成14年)

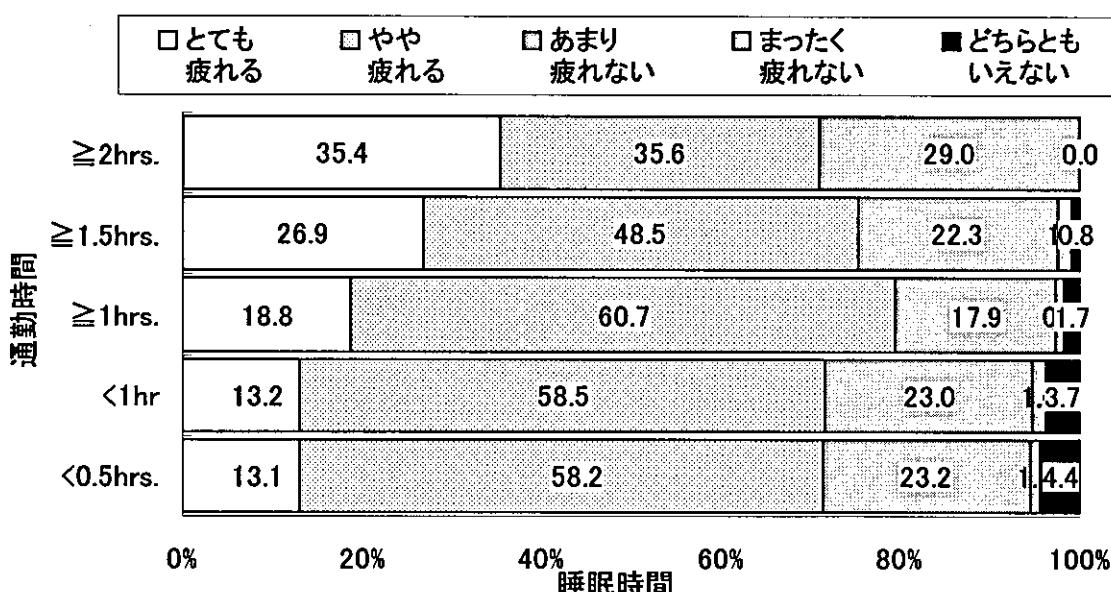


図10. 通勤時間による身体的疲労への影響  
(厚生労働省、労働者健康状況調査、平成14年)

また、同じく労働そのものではないが労働に密接に関係する生活時間として、通勤時間があげられ、通勤時間が長いほど睡眠時間が短くなっていた。前述の「労働者健康状況調査」において通勤時間が長い程、身体的疲労が増加する傾向が見られている（図10）。つまり通勤時間は疲労に影響すると同時に疲労回復のための睡眠時間も減少させるということがわかる。

「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講すべき措置等（別添）」として、

産業医の面接による保健指導が必要とされる、毎月 80 時間以上の時間外労働を行っている者については、通勤時間が 2 時間以上の場合は 87.5% が睡眠時間 5 時間未満になっている反面、通勤時間が 1 時間未満であれば、睡眠時間が 5 時間未満の者は 27.2% であり、事業者が講じることのできる他の対策として、社宅や寮といった居住地の福利厚生施設の整備、適正配置等を考慮することで睡眠時間が確保できることが示唆された。

### 3) 勤務形態および業務内容と睡眠時間の関係

交替制勤務の睡眠時間への影響については様々な研究があるが、前述の「労働者健康状況調査」では交替制勤務および深夜業務がある者の方が睡眠時間の短いものの割合が高くなっていた(図 11)が、本調査では交替制勤務者の睡眠時間は通常勤務より長いことがわかった。これは労働者が自ら勤務が不規則であることから意識して睡眠時間を多くとするようにしていることが示唆された。交替制勤務者交替勤務者の睡眠時間の質については他の質問項目で調査している。交替制勤務者は時間外労働があまりないことも睡眠時間が確保できている一因と考えられる。

また裁量制型の労働者では睡眠時間が 5 時間未満の者の割合が多くなっていた。特に時間外労働が月 80 時間以上の者においては 41.2% が睡眠時間 5 時間未満となっていた。よって裁量制型の労働者においても自己の健康管理以外に保健指導が必要であることが示唆された。

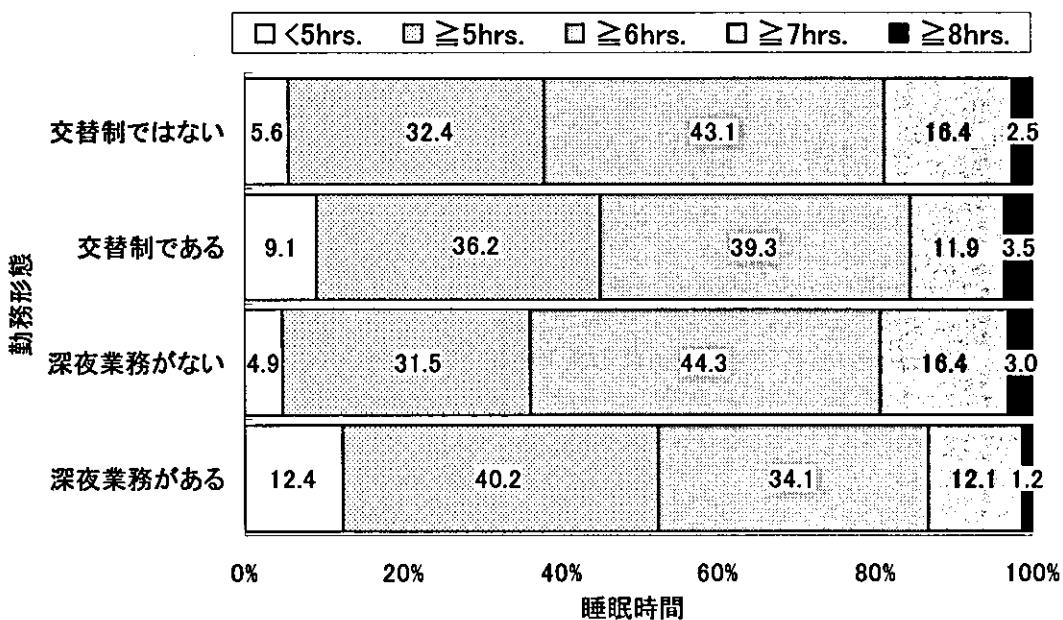


図11. 勤務形態による睡眠時間への影響  
(厚生労働省、労働者健康状況調査、平成14年)

業種別にみると、営業職において睡眠時間が 5 時間未満の者の割合が多かった。特に時間外労働時間が月 80 時間以上の者においては営業職では 56.6% が睡眠時間 5 時間未満であった。また、管理職において睡眠時間 5 時間未満が多かったことから、職位によ

る睡眠時間への影響もあると考えられた。

前述の「労働者健康状況調査」でも同様に営業職および販売・サービスの睡眠時間の短い者の割合は高くなっている(図12)。

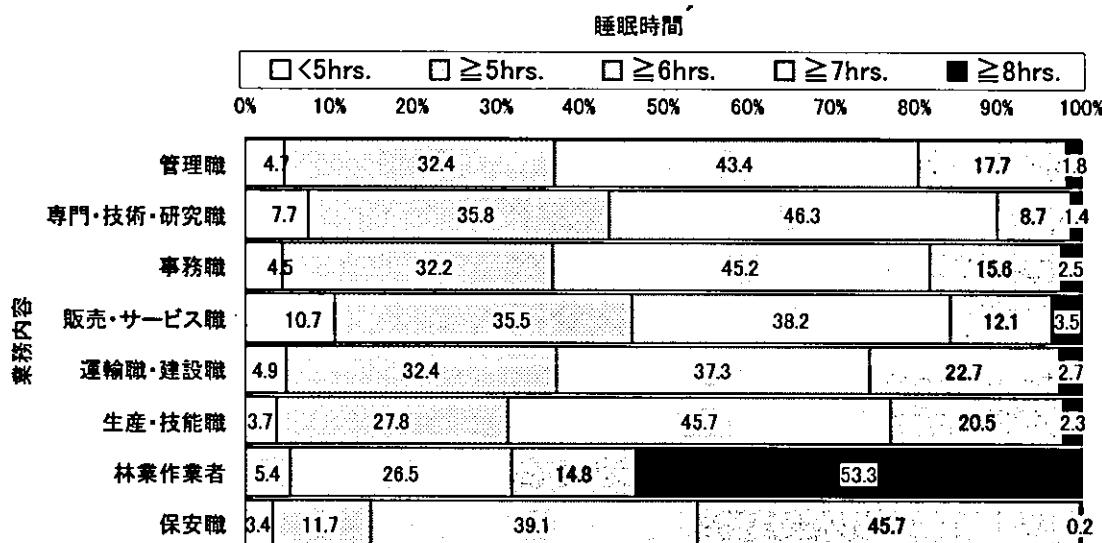


図12. 職種別・労働者の睡眠時間  
(厚生労働省、労働者健康状況調査、平成14年)

#### 4) 家族形態と睡眠時間の関係

労働外の生活条件として婚姻と家族の同居の有無について検討したが、家族の同居の有無に関わらず、独身者で睡眠時間5時間未満の者の割合が多かった。特に時間外労働時間が月40時間未満である独身者において睡眠時間が5時間未満の者の割合が多く、労働以外の事由で睡眠時間が短くなっていることが示唆された。前述の「労働者健康状況調査」でも同様に同居家族のいない者の睡眠時間の短い者の割合は高くなっている(図13)。特に単身赴任中の者で睡眠時間が短い者の割合が高くなっているのが特徴的である。

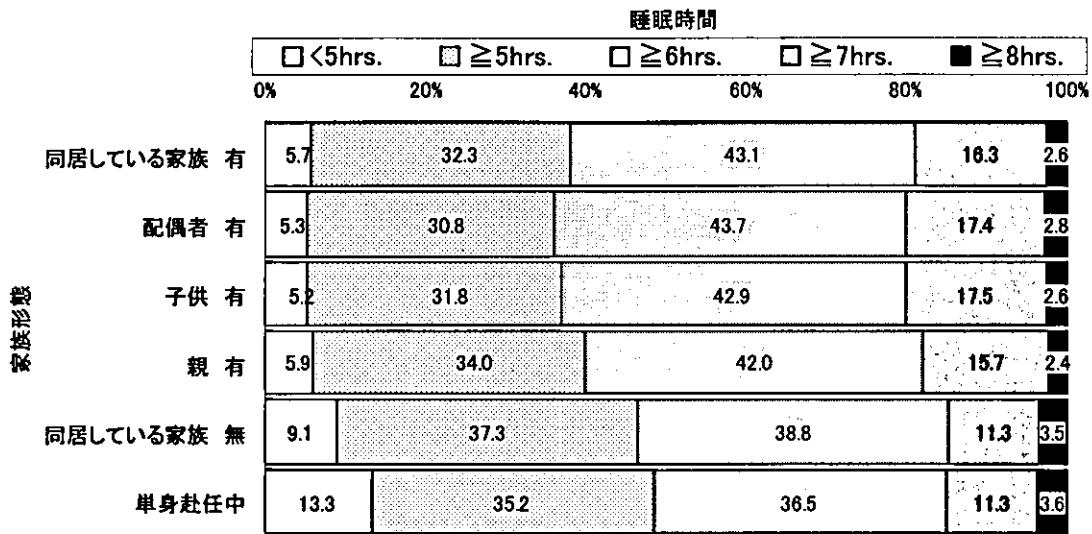


図13. 家族形態の睡眠時間に対する影響  
(厚生労働省、労働者健康状況調査、平成14年)

事業者としては労働外の生活条件について措置を講じることは困難であるが、産業医等が保健指導を行う場合、このような労働外の生活条件も睡眠時間に影響していることを考慮して保健指導を行うべきであると考えられた。またその際、独身者や単身赴任中の者は重点的に指導を行うべきであろう。

## 6. 結論

- 1) 睡眠が5時間未満となり易い労働条件として、時間外労働時間の長さのほか、通勤時間の長さが明らかに関係した。営業職、裁量制型も関係した。
- 2) 睡眠が5時間未満となり易い生活条件として、独身であることが関係した。
- 3) 過重労働による健康障害の予防に必要な睡眠時間を確保するには、時間外労働時間の削減のほか、通勤時間、職種、勤務体制、および生活条件にも配慮した保健指導を実施するべきである。

## 7. 対策

6-2)で述べた通り、睡眠時間の確保のためには職場環境における要因のほかに家庭環境における要因も考慮しなければならない。そこで対策として「職場の睡眠に関するチェックリスト」(表3)と「家庭の睡眠に関するチェックリスト」(表4)の2つを考案し、職場と家庭環境それぞれの要因に対する対策を考案できるようにした。前者は管理職、後者は本人および家族により利用されることを想定した。

今後はこのチェックリストの有用性、実用性について検討していく予定である。

表3「職場の睡眠に関するチェックリスト」

事業所名( ) 氏名( ) 年齢( )歳  
部署名( )

各項目について、対策を実施するかどうか、選んで○を記入しましょう。「はい」のうち、優先順位の高いものから3つ選んで具体的にどういうふうに実施するか記入しましょう。

- |  |  |
|--|--|
| 1) 管理職を含めて個別の労働者ごとに、時間外労働の時間を正確に把握する。                                  | 6) 出張が多い労働者には、睡眠不足を防止するために仕事上の負荷を配慮する。                                 |
| この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> | この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> |
| 2) 職場の上司は、部下の睡眠不足や不眠症状があれば、概ね把握する。                                     | 7) 長時間労働や夜勤がある労働者には、重点的に睡眠に関する指導や教育を行う。                                |
| この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> | この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> |
| 3) 特定の労働者や職場が睡眠不足にならないように、仕事の分担に配慮する。                                  | 8) 単身の労働者には、重点的に睡眠に関する指導や教育を行う。  |
| この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> | この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> |
| 4) 職場に、労働者の睡眠不足は生産性を低下させるという認識を根付かせる。                                  | 9) 通勤時間が概ね1時間以内になるように、社宅、寮、宿泊施設等を提供する。                                 |
| この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> | この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> |
| 5) 職場に睡眠時間を削って働くことは健康障害を招くという認識を根付かせる。                                 | 10) 睡眠不足や不眠症状がある者が容易に相談できる体制を確保する。                                     |
| この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> | この対策を実施しますか?<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか?<br><br><br> |

表4 「家庭の睡眠に関するチェックリスト」

事業所名( ) 氏名( ) 年齢( )歳  
部署名( )

各項目について、対策を実施するかどうか、選んで○を記入しましょう。「はい」のうち、優先順位の高いものから3つ選んで具体的にどういうふうに実施するか記入しましょう。

- |   |   |
|---|---|
| 1) <b>自分の時間外労働の時間を家族に正確に把握させる。</b>  | 6) <b>長時間労働や夜勤の際に、睡眠不足を防止するための配慮を行う。</b>      |
| この対策を実施しますか？<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか？<br><br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |   |
| 2) <b>睡眠不足や不眠症状があるときは、無理して家族の生活時間に合わせない。</b>  | 7) <b>通勤時間が概ね1時間以内になるように、職場に近い宿泊施設等を利用する。</b> |
| この対策を実施しますか？<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか？<br><br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |   |
| 3) <b>自分が睡眠不足にならないように家族で家事を分担する。</b>  | 8) <b>良好な睡眠を確保するために寝室や寝具を工夫する。</b>            |
| この対策を実施しますか？<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか？<br><br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |   |
| 4) <b>家族に睡眠不足は健康状態を悪くするという認識を持たせる。</b>  | 9) <b>飲酒以外の方法で、良好な睡眠を確保するためにくつろぐ工夫をする。</b>    |
| この対策を実施しますか？<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか？<br><br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |   |
| 5) <b>出張の際に、睡眠不足を防止するための配慮を行う。</b>  | 10) <b>睡眠不足や不眠症状がある場合は家族に相談する。</b>            |
| この対策を実施しますか？<br>[ ]いいえ [ ]はい [ ]優先順位<br>具体的にどういうふうに実施しますか？<br><br>[ ]<br>[ ]<br>[ ] |   |

## 11 長時間労働以外の過重労働要因に関する考察

## 長時間労働以外の過重労働要因に関する考察

井戸田望<sup>1)</sup>、永野千景<sup>2)</sup>、筒井隆夫<sup>2)</sup>、堀江正知<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup>自衛隊横須賀病院外科

<sup>2)</sup>産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学

### 目的

脳・心臓疾患の労災新認定基準(脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について、平13.12.12 基発第1063号)および過重労働による健康障害防止のための行政指針(過重労働による健康障害防止のための総合対策、基発第0212001号平14.2.12、以下、総合対策)において、過重労働の要因としては長時間労働が中心的に位置づけられている。しかし、労働者は、長時間労働以外にも労働を過重と認識することがある。

特に、近年は労働者の生活時間に表1のような変化が生じている<sup>1)</sup>。

表1 生活時間記録の比較（1995-1996の調査を1980年と比較した）<sup>1)</sup>

出社時間	早くなっている
退社時刻	遅くなっている
拘束時間	男子は女子より3時間半長い
帰宅時刻	男子は1時間半遅くなった、女子は1時間遅くなった
就床時刻	男女とも30分遅くなった
帰宅から就床までの時間	男子は1時間、女子は30分短くなった
起床時刻	男女とも30分早くなった
睡眠時間	男子は55分、女子は50分短くなった
出宅時刻	男子は30分、女子は20分早くなった
起床から出宅までの時間	変化なし
出勤所要時間	平均4・5分長くなっている
勤務間隔時間	男子は2時間、女子は1時間半短くなっている

これらの変化の原因として、労働時間の延長だけではなく労働及び労働以外の生活に関する多彩な要因が考えられる。それらが過重労働による健康障害において長時間労働以外の要因として影響を及ぼしている可能性がある。

### 方法

そこで、本研究では、一般書店で販売されている書籍の中から過重労働を主題として取扱った一般書籍<sup>1-11</sup>を調査して、長時間労働以外に過重労働の背景や概念として取り

上げられている要素とその内容を列挙することを目的とした。

## 結果

長時間労働以外に過重労働による健康障害の要因として記載されていたものは、大別して、精神的負荷要因、気質的要因、物理的要因、経済的要因、職業的要因、人的要因、制度的要因の7分野に分けることができた。

それぞれについての記載内容を判例又は事例とともに箇条書きで以下に表示した。

### 1 精神的負荷要因

---

海外での言葉の障害、生活習慣の違い

[神戸製鋼・インドにて自殺 96.4.26 業務上]

いじめ

リストラ促進中の中間管理職、被リストラ者

[川崎市役所・自殺 14.6.27 横浜地 15.3.25 東京高 (7割減) ]

社内不祥事に関する内部調査の担当

事件、事故等についての警察からの事情聴取

顧客、住民とのトラブル

[信用金庫・くも膜下出血 7.3.17 業務上、下水道局・急性心筋梗塞 10.12.22 岡山地  
12.10.26 広島高・公務]

---

### 2 気質的要因

---

仕事を抱え込む性格

[川崎製鉄・管理職・自殺 10.2.23 岡山地 12.3.23 業務上 12.10.2 広島高 (和解) ]

リストラ予備群（リストラを恐れる余り、過剰な忠誠心や業績を自ら追い求める）

メランコリー親和型（几帳面、仕事熱心、堅実、秩序の重視など）の気質

仕事を断る・他人の期待を裏切る事への罪悪感、疎外されるかもしれないという恐怖

「誰かがすべき仕事」を自ら引き受けてしまう責任感の強い性格

---

### 3 物理的要因

---

繰り返す国内・外出張による疲労、睡眠不足（時差、気候差）  
[販売員・急性心不全 15.11.12 業務上]  
人員削減による個人負担の増加  
[市役所観光係長・自殺 10.2.19 業務上、日立造船・自殺 9.12.25 業務外 12.5.25 業務上]  
寒冷、暑熱、騒音、振動職場＋長時間労働  
[オタフクソース・暑熱・自殺 9.12.26 業務上 12.5.18 広島地、サンコー堀金・騒音振動・  
自殺 7.1 業務外 11.3.12 業務上、バス運転手・寒冷・脳出血 8.9.27 神戸地 9.12.25 大阪高  
12.7.17 最一小・業務上]  
製品の不備、失敗等による仕事の倍加  
[川崎製鉄・管理職・自殺（前述）]  
臨時派遣に伴う、通勤時間の長時間化  
業務を代替・中断できない状況下に発症した救命機会の喪失による重篤化（運転手等）  
[トラック運転手・くも膜下出血 2.11.13 業務上]

---

### 4 経済的要因

---

不況により物が売れない  
コスト削減下での目標達成の困難性  
国際化に伴う 24 時間運用体制  
残業等に対する未払い

---

### 5 職業的要因

---

教師、医師、保母など、生命や人生に関わる職業は、手抜きが許されない  
[中学校教師・脳動静脈奇形 6.8.29 大阪地・業務上、産婦人科医・急性心筋梗塞  
11.3.31 業務上]  
地震、洪水などの災害後の処理 [神戸大震災、日本海沿岸重油回収]

---

### 6 人的要因

---

不本意な人事配置（本人、上司含む）

[飛島建設・実験計画・自殺 6.12.28 和解 9.12.3 業務上、東加古川幼稚園・保母・自殺  
9.5.26 神戸地 10.8.27 大阪高 12.6.27 最三小・業務上]

昇進後、自分の成績を伸ばすだけでなく、部下の指導も加わる

[オタフクソース（前述）]

その業務をこなせる人員が一人しかいない、交代がいない

[動物園・コアラ飼育員・自殺 2.2.28 業務上] 特定の人物への、仕事の集中

---

## 7 制度的要因

---

会社への従属心、献身（朝礼、体操、演説など軍事組織に喩えられる）

接待の為の飲食やゴルフ

[アメリカ電通・会食・くも膜下出血 13.5.30 東京地・業務上]

労働組合の力不足

三六協定

管理職に対する労働時間管理の不徹底

労働時間の二分極化（長時間労働者と短時間労働者）が進み、職場で仕事や責任の負担が特定の人に集中

大企業を中心に社宅、住宅貸付、企業年金、その他福利厚生などの企業内福祉など、個人の生活全般への影響から、転職する自由度を小さくし、また企業への抵抗力が失われる

業務の分担の不明確性

---

## 考察

長時間労働そのものについても、実際の内容としては、早出、居残り、休憩時間の削減、持ち帰り仕事、法定時間内の所定外労働（法内超勤）、休日出勤、研修・会議その他時間外の職場活動と多彩なものがあり、それらの負荷の程度も異なる。長時間労働以外にも、今回、調査したように多彩な要因がある。

実際に過重労働と呼ばれている労働を、長時間労働という要因とそれ以外の要因で分けることを考えると、図1に示したように長時間労働の中で過重な負荷を伴うもの（図1のB）と特に過重な負荷は伴わないもの（図1のC）があり、過重労働対策を講じる際には、それらを区別し、過重な負荷を伴う長時間労働であるBを優先的に対象とする必要がある。特に、過重労働による健康障害を発生している可能性が高い労働はBであることから、長時間労働に従事している労働者の中からBを選別することが重要

であると考える。また、長時間労働以外の要因についても、過重労働による健康障害を発生する可能性があるものとして、長時間労働ではないが過重な負荷がかかっているもの（図1のA）が存在することも考えられる。

総合対策においては、過重労働対策のうち長時間労働を解消することが中心的な対策となるが、長時間労働以外の要因である過重な負荷やその背景と考えられる生活習慣や就業形態を変更しないまま時間外労働を削減しようとすると、「残業もできなくなり、業績もあがらない」という事態に陥り、一部には、サービス残業や持ち帰り残業など顕在化しない長時間労働を助長する可能性もあると考えられる。

これから過重労働対策においては、このような長時間労働以外の過重労働の要因についても考慮することが重要であると考えられた。

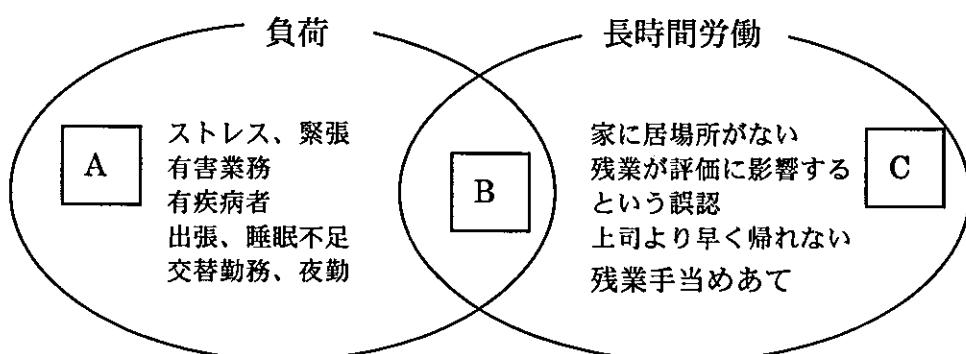


図1 過重労働の発生要因

#### 参考文献

- 1 労働と生活の心理学・フィールド研究の方法・」越河六郎、星薰著、放送大学教育振興会、2001
- 2 過労自殺、川人博、岩波新書、2000
- 3 Q&A 過労死・過労自殺 110 番、大阪過労死問題連絡会編、民事法研究会発行、2000
- 4 過労死社会と日本、川人博、花伝社、1992
- 5 死ぬほど大切な仕事ってなんですか、全国過労死を考える家族の会編、教育史料出版会、1997
- 6 働き盛りのうつと自殺、大原健士郎、創元社、2001
- 7 過労死・過労自殺の心理と職場、大野正和、青弓社ライブラリー、2000
- 8 企業中心社会の時間構造、森岡孝二著（経済学）、青木書店、1995
- 9 激増する過労自殺ストレス疾患、労災研究会、過労死弁護団全国連絡会議編、皓星社、2000
- 10 脳・心臓疾患の災害補償判例総覧 第一～六集」労働省労働基準局補償課編、労働基準調査会
- 11 体系労災保険判例集 第一～五集、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課監修 企業通信社

## **12 過重労働による健康障害の民事賠償判例における健康診断所見 と産業医等の関与**

## 過重労働による健康障害の民事賠償判例における健康診断所見と産業医等の関与

内海和久  
小倉ターミナルビル

### 目的

過重労働による健康障害の民事賠償判例において、近年、健康診断の結果およびそれに伴う産業医等の対応が裁判の過程で関与している判例を認める。そこで、それらについて、過重労働による健康障害の3大疾患である脳血管障害、心疾患、自殺に分けて調査し、各判例における健康情報や産業医の関与について記述した基礎資料を作成すること、および、それらを基にした産業医による過重労働者への関与のあり方について考察することを目的とした。

### 方法

「労働判例」誌に掲載された過重労働による健康障害の民事賠償判例のうち、健康診断の結果およびそれに伴う産業医等の対応が裁判経過において関わっていた判例、および、社会的に大きく取り上げられた判例のうち「判例時報」その他の判例集に掲載されたものについて、原文を入手した。

脳血管障害7件、心疾患7件、自殺8件に分けて、事件名、裁判所、判決日、健康診断結果と産業医の関与について記し、重要と思われるものは、過失相殺、基礎疾患、既往症、生活習慣、保健行動、受診や治療、健康診断結果、産業医の指導などについても記載した。

### 結果

これらの判例からは、労働者の健康診断に係わった産業医又は医師から、使用者に対する就業上の措置に関する個別的な意見や勧告等がほとんど実施されていない傾向を認めた。自殺については、そもそも医師（主治医、専門医、産業医）が関与していない事例が脳・心臓疾患の例に比べて多い傾向を認めた。しかし、産業医が適切な意見を述べていなかつたことが、使用者側の責任にはそれほど影響していなかつた。

### 考察

自殺については、精神的な脆弱性や素因の存在が過失相殺の対象となりやすい傾向があると考えられ、脳・心臓疾患例のように、基礎疾患の増悪という考え方があつないと考えられた。

表1 過重労働による脳血管障害の民事賠償判例における健診結果と産業医等の関与

事件名／病名等	判決	健康診断時の所見	産業医又は主治医の関与	コメント
川西港運事件／脳内出血	神戸地裁 昭58.10.21	健康診断時の血圧は、最高186～210、最低115～120。嘱託医は上記健康診断の結果を、会社へは通知していた。ただし、数値、症状のみを通知していたのか、或いは業務軽減、配転等の措置についても言及していたのかは不明。	長時間にわたる高密度な労働で発症。飲酒および治療の怠りで過失のみを相殺8割	
真備学園事件／脳内出血	岡山地裁 平6.12.20	(異常なし) 腎疾患で入院治療中に悪性高血圧症と判断	産業医の選任はしていない。主治医からは、入院治療を勧められたり、若しくは働いても仕事量を6割減とすべき勧告は受けている。	職務と疾病が共働原因となって発症し治療。主治医による業務軽減勧告を無視。過失相殺3/4
システムコンサルタント事件／脳内出血	東京高裁 平11.7.28	高血圧症	産業医は健診結果を会社に送付するのみで、直接従業員に伝えることはなかった。また会社も、健康診断の結果を本人へ知らせ、精密検査を受けるよう述べただけ。 ※産業医が使用者に対して当該労働者の業務軽減の指示をしなかつたことは、使用者の業務軽減措置を探るべき義務の有無に影響しない。	長時間且つ精神的緊張の伴う業務が持病を増悪。自己健康配慮欠き過失相殺5割。
長距離トラック運転手事件（南堺運輸事件）／くも膜下出血	大阪地裁 堀支部 平13.3.19	先天的脳動脈瘤	平時や健康診断時の血圧値よりも、自動車運転中の方が血圧値は上昇する。	高血圧症は罹患に関係なし。自動車運転者には仮眠休憩など配慮が必要。先天性素因は関係なし。
ガス溶接工事件（榎並工務店事件）／脳梗塞	大阪高裁 平15.5.29	心房細動	産業医の選任はしていない。また、医師の意見聴取もしたことがない。	健康保持は使用者の第一次的責任だが労働者自身も日々の健康保持が必要。過失相殺4割。心房細動が劣悪作業環境と年齢等に関係。
線路工事現場監督事件／脳梗塞	和歌山地裁 平14.12.10	高血圧症 高脂血症	主治医から禁酒、禁煙、食事療法を行ったり、治療を受けることを指示されていた。	軽症だが高血圧症、高脂血症があり、不規則勤務、夜勤が影響。飲酒喫煙止めず過失相殺7割
三菱電機事件／くも膜下出血 【原告敗訴】	東京高裁 平12.7.19	高血圧症	産業医は、当該労働者が高血圧症の状況にあることを伝え、節煙、節酒などをして適切な健康管理を指導すべき義務があるが、労働者の私病を自らが治療（投薬指示等）する役割を負うものではない。	高血圧症であるが特段の過重労働はない。純然たる私病。一次的自己管理は労働者の義務。
【第一審：東京地裁平10.3.19】				
【第一審：静岡地裁平11.11.25、同旨の判断】				

表2 過重労働による心疾患の民事賠償判例における健診結果と産業医等の関与

事件名／病名等	判決	健康診断時の所見	産業医又は主治医の関与	コメント
伊勢市消防局事件／不整脈	津地裁 平4.9.24	労作性狭心症	健康診断の問診では、狭心症で通院の旨の話しあもなく、また健診担当医にも当該診断書等の書類が見にさらされないよう配慮する。本せられたり、情報が伝えられたり人申出なしは過失相殺3割。	したことはなかった。
石川島興業事件／交通事故後の急性心不全	大阪高裁 平8.11.28		主治医、産業医の関与なし 【第一審：神戸地裁姫路支部、平7.7.31】疲労のみで病院へ行くのは怠った。本人自己管理は肯定稀である】	交通事故から職場復帰した者に対し、作業時間や量の制限などを
運輸・配送運転手事件（西原事件）／急性心筋梗塞	大阪地裁 平13.2.19	（異常なし） 冠動脈硬化	主治医、産業医の関与なし。発症 従前業務の過重労働による身体的1ヶ月前に、めまい、不整脈を訴 疲労と、新業務によるストレスがえて病院受診	影響。自己管理の不備で2割減。
南大阪マイホームサービス事件（草野事件）／拡張型心筋症	大阪地裁 平15.4.4	左心室肥大、下壁梗塞、要治療	健診担当医から左心室肥大、下壁梗塞により、心電図要治療の診断がなされたが、就労に関する意見は出されなかった。産業医も会社の従業員への保健指導をしているが、個別なものは行っていない。過重労働による疲労、ストレスまた会社も上記両名に意見を求め等、身体的精神的負荷軽減なし。ることはしなかった。ただし、主本人も基礎疾患を放置し5割減。治医（健診機関医師）は、拡張性心筋症の可能性が強いと診断、うつ血性心不全、不整脈の突然死の可能性を指摘、治療と生活改善を指導していた。	心筋症の可能性が強いと診断、うつ血性心不全、不整脈の突然死の可能性を指摘、治療と生活改善を指導していた。
廣瀬事件／虚性心疾患（推定）	大阪地裁 平16.8.30		主治医、産業医の関与なし。健康状態は何ら問題なかった。	過重労働の心身への悪影響は周知の事実で被告に予見性なしはいえない。本人も疲労放置し2割減。
住友林業事件／急性心筋梗塞【原告敗訴】	名古屋地裁 昭56.9.30		本人には冠動脈硬化症ひいては急性心筋梗塞にかかる素因を有していいたことは明らかである。しかし、本人の過信で医師への受診や健康診断の受診を怠っていた。	本人が発症素因を有していたとしても本人や家族すら予見できないのに会社の予見義務違反は主張できない。健康過信から健診受診し、本人の責任は本人が負う。労働者の健康一般につき無制限の配慮義務が使用者にあるのではない。
関西医科大学研修医事件／急性心筋梗塞	大阪地裁 平14.2.25		突然死（過労が心臓機能を急激に増悪）	過重な研修から強度な精神・肉体的負荷により心臓機能を急激に悪化させ、健康管理についての注意を払わなかった。自発的診療は不可能。